



平成26年(㉔)第31号

債権者 朴 羽衣子 外8名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成27年1月23日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



明 喜 内 山 弁護士



祐 室 中 弁護士



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 1	エネルギー基本計画 (抜粋)	写し	H26. 4	政府（閣議決定）	原子力発電の特長，エネルギー政策における原子力発電の位置づけ等
乙 2	資源エネルギー庁ホームページ 「発電実績」 (http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/xls/2010/steleep002_2-5.xls)	写し	H23	資源エネルギー庁	平成 22 年度の債務者の電源別発電電力量の電源別構成比において，原子力発電は約 51%を占めること (関西の「原子力発電所」欄記載の発電量を「自社発電計」欄記載の発電量で除せば，約 51%となることが分かる。)
乙 3	プレスリリース「原子力発電所の運転実績等について（平成 22 年度）」（抜粋）	写し	H23. 4. 7	債務者	平成 22 年度実績で，高浜発電所 3 号機及び 4 号機並びに大飯発電所 3 号機及び 4 号機（以下，総称して「本件各発電所」という）の発電電力量は，債務者の原子力発電電力量全体の約 46%を占めること
乙 4	電気料金値上げ申請認可に係る資源エネルギー庁プレスリリース（抜粋）	写し	H25. 4. 2	資源エネルギー庁	債務者が平成 25 年に行った電気料金値上げの内容，及び債務者が平成 25 年 4 月 2 日に受けた電気料金値上げ認可は，客観性・透明性の高い審査を経て，「物価問題に関する関係閣僚会議」において了承された査定方針を踏まえたものであること
乙 5 の 1	物価問題に関する関係閣僚会議議事要旨	写し	H25. 3 頃	政府（首相官邸ホームページに掲載）	「物価問題に関する関係閣僚会議」において了承された査定方針では，債務者の火力発電の稼働増により増加した燃料費についても，その適正額を原価へ織り込むことが認められていること
乙 5 の 2	関西電力株式会社及び九州電力株式会社の料金改定について（抜粋）	写し	H25. 3. 29	物価問題に関する関係閣僚会議	
乙 6	電気料金の値上げについて（抜粋）	写し	H26. 12	債務者	債務者が電気料金を再値上げするための認可申請等を行うに至った背景及びその内容等
乙 7	2014 年度業績予想の修正等について（抜	写し	H26. 12. 24	債務者	債務者の平成 26 年度における経常損失の予想額，及び

	粹)				債務者の原子力発電所の利用率1%分の発電を、火力発電で代替した場合における、債務者の支出の増加分
乙 8	関西電力株式会社所有の原子力発電所一覧	写し	H26. 3. 31	債務者	債務者の各原子力発電所の電気出力
乙 9	加圧水型（PWR）原子力発電設備のあらまし	写し		債務者	一般的な加圧水型（PWR）原子力発電所における設備の配置や構造等
乙 10	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書	写し	H26. 10	原子力規制委員会	福島第一原子力発電所事故に関して、原子力規制委員会が、「国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている事項」を対象に検討を進めた結果、福島第一原子力発電所1号機での非常用交流電源系統の機能喪失等は、津波の影響によるものであるとされていること
乙 11	福島第一原子力発電所事故以降の安全対策概要（高浜3、4号機の例）	写し	H27. 1	債務者	福島第一原子力発電所事故を契機として、本件各発電所において、より一層の安全性向上対策を充実させていること
乙 12	関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案）	写し	H26. 12. 17	原子力規制委員会	高浜発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉設置変更許可申請を受けて原子力規制委員会が行った審査の結果、新規規制基準に適合していると認められたこと なお、標目は「(案)」となっているが、同案については、平成26年12月17日の第46回原子力規制委員会において了承され、意見募集等が実施された。
乙 13	陳述書	原本	H27. 1. 23	債務者 土木建築室原子力土木建築グループチーフマネージャー 原口和靖	債務者が、詳細な調査・評価に基づき、十分な保守性を見込んで、本件各発電所の基準地震動を策定していること等

乙 14	地震の基礎知識とその観測（抜粋）	写し	H13. 6 (H26. 6 最終改訂)	独立行政法人 防災科学技術 研究所理事長 岡田義光	「第 1 部 地震の基礎知識 (4. 2 地震の発生様式と火山)」において、海溝型地震については、時として M 8 級に達する巨大地震が生起しているのに対し、内陸型地震については、地震の大きさは通常 M 7 級どまりである、と説明されていること
乙 15	新潟県中越沖地震を踏まえ原子力発電所等の耐震安全性に反映すべき事項に関する原子力安全委員会への報告及び原子力事業者等への通知について（抜粋）	写し	H20. 9. 4	原子力安全・保安院	新潟県中越沖地震時に柏崎刈羽原子力発電所で観測された記録に基づいて推定された地震動が、同規模の地震から推定される平均的な地震動と比べて大きかった要因は、同地震の震源特性（短周期レベルが平均的なものよりおよそ 1. 5 倍程度大きかったこと及び 3 つのアスペリティのうちの 1 つが敷地に近く強い地震波が伝播したこと）及び同発電所敷地の地下構造特性（地震基盤上面が傾斜していることに加えて堆積層が厚く褶曲構造を呈し、その堆積層の各層ごとの地震波の伝播速度に差があったことが相まって、震源から伝播してくる地震波に大きな増幅をもたらしたこと）であるとされていること、並びに、かかる内容が、原子力発電所の耐震安全性評価において反映すべき知見として、原子力安全・保安院から各原子力事業者に対して通知されたこと
乙 16	女川原子力発電所における平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震時に取得された地震観測記録の分析および津波の調査結果に係わる報告書（概要）	写し	H23. 4. 7	東北電力株式会社	東北電力株式会社が、東北地方太平洋沖地震時の女川原子力発電所 1 号機、2 号機及び 3 号機原子炉建屋の各階で観測された最大加速度値は、基準地震動 S _s に対する最大応答加速度値を一部上回っているものの、ほぼ同等であった、と評価していること

乙 17	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（抜粋）	写し	H26. 7. 9	原子力規制委員会	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び同規則の解釈のうち、用語の定義、基準地震動の策定、原子力発電所の各設備に係る耐震重要度分類、基準津波の策定に関する内容等
乙 18	関西電力（株）大飯発電所 3 号機及び 4 号機の現状評価書（案）	写し	H25. 7. 3	原子力規制委員会	原子力規制委員会が平成 25 年 4 月から 7 月にかけて実施した、大飯発電所 3 号機及び 4 号機が新規制基準をどのくらい満たしているかについての現状評価において、「耐震設計評価については、安全上重大な問題があるものではない」と結論付けられていること なお、甲 88 号証は、平成 25 年 6 月 20 日の原子力規制委員会の第 13 回「大飯発電所 3・4 号機の現状に関する評価会合」の会議資料であり、それが一部修正された、同年 7 月 3 日の第 13 回原子力規制委員会（本会議）の会議資料が乙 18 号証である。
乙 19 の 1	高浜発電所の基準地震動について	写し	H27. 1	債務者	本件各発電所の新たな基準地震動の策定根拠等
乙 19 の 2	大飯発電所の基準地震動について	写し	H27. 1	債務者	
乙 20	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 153 回議事録	写し	H26. 10 以降	原子力規制委員会	平成 26 年 10 月 29 日の第 153 回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の基準地震動が概ね了承されたこと
乙 21	原子力発電所の耐震安全性	写し	H19. 7	（監修）原子力安全・保安院 （編集・発行）独立行政法人原子力安全基盤機構	原子力発電所における耐震安全性確保の基本的な考え方や仕組み等 なお、この資料は平成 19 年 7 月に作成されたものであり、1 頁「原子力発電所における地震への備え（安全確保のしくみと耐震設計）」は、原子力規制委員会発足前の規制

					当局等を前提とした記載となっている。
乙 22	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所 3 号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果について（報告）	写し	H23. 10	債務者	債務者が大飯発電所 3 号機に関するストレステストの結果を原子力安全・保安院に報告した内容等 なお、この乙 22 号証は、大飯発電所 3 号機に関するストレステストの報告書の本文のみであり、甲 16 号証の 1～82 が、この報告書の添付資料である。債権者らは、甲 16 号証が大飯発電所 4 号機のストレステストの報告書の添付資料であるかのように提出しているが（仮処分申立書 16 頁、及び債権者らの平成 26 年 12 月 10 日付証拠説明書を参照）、甲 16 号証は大飯発電所 3 号機に関するものである（内容の一部が大飯発電所 4 号機と異なっている）。甲 123 号証が、大飯発電所 4 号機のストレステストの報告書の添付資料である。
乙 23	福島原子力事故調査報告書 添付資料（抜粋）	写し	H24. 6. 20	東京電力株式会社	東京電力株式会社が、東北地方太平洋沖地震時の福島第一原子力発電所各号機の原子炉建屋基礎版上で取得された観測記録の応答スペクトルが、一部の周期帯において基準地震動 S s による応答スペクトルを上回っているものの、概ね同程度と評価していること、及びその観測記録のはざとり解析結果を踏まえて同社が「解放基盤表面における地震動は、概ね基準地震動 S s と同程度のレベルであったことが確認できる」と結論付けていること

乙 24	K-NET 及び KiK-net で記録された平成 20 年（2008 年）岩手・ 宮城内陸地震の強震 動	写し	H21. 2	独立行政法人 防災科学技術 研究所	平成 20 年（2008 年）岩手・ 宮城内陸地震の際に一関西 で観測された強震記録に関 し、上下動の加速度波形が通 常と異なり明らかに上向き が大きく、その原因について トランポリン効果の存在が 指摘されていること
乙 25	2008 年岩手・宮城内 陸地震で観測された 特異な強震記録の解 析	写し	H22. 9	山田雅人 水野剣一 大町達夫 井上修作	平成 20 年（2008 年）岩手・ 宮城内陸地震の際に一関西 で観測された強震記録に関 し、地震動によって地震観測 小屋が浮き上がり、地面と再 接触した際の衝撃力の影響 がかなり含まれており、実際 の地震動を反映したものでは ないとの指摘がなされて いること
乙 26	原子力発電所の津波 評価技術（抜粋）	写し	H14. 2	社団法人土木 学会原子力土 木委員会津波 評価部会	津波に関する調査・研究をも とに取りまとめられた、津波 の評価手法の内容等
乙 27	高浜発電所 津波評 価について	写し	H26. 9. 26	債務者	債務者が、最新の知見や技術 の進歩等を踏まえ、高浜発電 所 3 号機及び 4 号機におい て想定される津波を検討・評 価し、適切に基準津波の策定 を行っていること なお、本資料は、原子力規制 委員会の「原子力発電所の新 規制基準適合性に係る審査 会合」において、債務者が説 明に用いた資料であるが、債 務者は、本資料のうち、以下 の点を変更・訂正した上で基 準津波を策定している。 ・高浜発電所敷地周辺の海域 活断層について、30 頁右側 の図表には 18 の海域活断 層が記載されているが、債 務者は、対象を 1 つ追加し （F_{GA} 4 北部断層）、19 の 海域活断層を検討している （債務者主張書面（2）図 表 6 を参照）。 ・136 頁の F_O-A～F_O- B～熊川断層と陸上地すべ

					り (No. 1, 2, 3) との単体組合せで、「発生時間の不確かさ」が「54 秒間」とあるのは「57 秒間」の誤りであり、また、137 頁の若狭海丘列付近断層（検討会モデル）と隠岐トラフ海底地すべりとの一体計算で、「発生時間のずれ 21 秒」とあるのは「発生時間のずれ 48 秒」の誤りである。
乙 28	大飯発電所 津波評価について	写し	H26. 12. 19	債務者	債務者が、最新の知見や技術の進歩等を踏まえ、大飯発電所 3 号機及び 4 号機において想定される津波を検討・評価し、適切に基準津波の策定を行っていること
乙 29	プレスリリース「若狭湾沿岸における津波堆積物の調査結果について」（抜粋）	写し	H24. 12. 18	債務者 日本原子力発電株式会社 独立行政法人 日本原子力研究開発機構	債務者が、訴外二者と、若狭湾沿岸の三方五湖等において津波堆積物の追加調査を実施した結果、約 1 万年前以降に本件各発電所の敷地周辺の沿岸に大きな水位変動をもたらした津波の痕跡は認められないと判断しており、その調査結果について原子力規制委員会に報告したこと
乙 30	「地震被害想定調査」に係る津波関連データの提供について	写し	H24. 12. 28	秋田県総務部 総合防災課	秋田県が、秋田県沖で歴史上確認された最大の地震は、昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震（M7.7）であり、秋田県が想定した 350km もの長大な断層による最大クラスの地震・津波が発生する可能性は極めて低いものと考えられる、との見解を明らかにしていること
乙 31	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 176 回議事録（抜粋）	写し	H27. 1. 7	原子力規制委員会	平成 26 年 12 月 19 日の第 176 回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の基準津波が概ね了承されたこと
乙 32	日本被害地震総覧 599-2012（抜粋）	写し	H25. 11. 15	宇佐美龍夫ほか	天正地震の震源が内陸部にあること

乙 33	プレスリリース「平成 23 年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち天正地震に関する津波堆積物調査の結果について」	写し	H23. 12. 21	債務者 日本原子力発電株式会社 独立行政法人 日本原子力研究開発機構	津波堆積物調査, 文献調査及び神社聞き取り調査結果から, 天正地震時において『兼見卿記』やルイス・フロイスの『日本史』に記載されているような大規模な津波は発生しなかったと考えられること
乙 34	「若狭湾沿岸における天正地震による津波」に対する見解(案)	写し	H24. 1. 25	原子力安全・保安院	天正地震による津波について, 原子力安全・保安院は, 「これまで得られている文献調査や水月湖等での調査等の結果を踏まえると, 古文書に記載されているような天正地震による大規模な津波を示唆するものは無いと考えられる」との見解を示していること なお, 「(案)」となっているが, 平成 24 年 1 月 25 日の原子力安全・保安院「地震・津波に関する意見聴取会」において, この内容がそのまま承認されている。
乙 35	深層崩壊の発生のおそれのある溪流抽出マニュアル(案)	写し	H20. 11	独立行政法人 土木研究所 土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム	深層崩壊の発生のおそれのある地域の実地調査手法は, ①深層崩壊の発生実績に基づく手法, ②地質構造及び微地形要素に基づく手法, ③地形量に基づく手法, の 3 つからなること等
乙 36	深層崩壊の発生分布	写し		国土交通省 砂防部	深層崩壊は, 第四紀の隆起量が大きい場所で多数発生していること, 及び本件各発電所の立地点はそのような場所に該当しないこと
乙 37	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センターホームページ 「日本の火山 第四紀火山 火山分布図」	写し	H25. 5. 10 (H27. 1. 16 最終更新)	独立行政法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター	青葉山は第四紀の活動が認められないこと, 及び本件各発電所の周辺には, 第四紀火山が存在しないこと

乙 38	高浜発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果(抜粋)	写し	H22. 11. 25	債務者	高浜発電所敷地内の地質調査結果において、岩屑なだれ堆積物が確認されていないこと
乙 39	福井県地質図 2010年版 第1葉	写し	H22. 3. 15	福井県地質図改訂委員会編著	高浜発電所及び大飯発電所の地質学的特質は、それぞれ異なるものであること
乙 40	平成 23 年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子炉施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち大飯発電所周辺斜面の安定性評価結果について	写し	H24. 2. 29	債務者	大飯発電所周辺斜面について、地盤の耐震安全性を確認していること
乙 41	日本原子力学会標準原子力発電所の定期安全レビュー実施基準：2009 (抜粋)	写し	H21. 10	社団法人日本原子力学会	定期安全レビュー実施のねらい、評価の考え方等
乙 42	原子力発電所の高経年化対策	写し	H22. 10	債務者	原子力発電所の高経年化対策を適切に実施し、安全性・信頼性が維持されていること
乙 43	プレスリリース「美浜発電所 2 号機の高経年化技術評価に基づく長期保守管理方針の認可について」	写し	H24. 7. 19	債務者	美浜発電所 2 号機について 40 年目の高経年化技術評価を行い、同評価に基づき長期保守管理方針を策定し、経済産業大臣から認可を受けたこと
乙 44	プレスリリース「高浜発電所 3 号機の高経年化対策に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について」	写し	H26. 1. 15	債務者	高浜発電所 3 号機について高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針を講じることで運転開始から 30 年以降においてもプラントを健全に維持できることを確認していること、及び同方針に係る保安規定変更認可申請を原子力規制委員会に対して行ったこと
乙 45	プレスリリース「高浜発電所 4 号機の高経年化対策に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について」	写し	H26. 6. 3	債務者	高浜発電所 4 号機について高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針を講じることで運転開始から 30 年以降においてもプラントを健全に維持できることを確認

					していること、及び同方針に係る保安規定変更認可申請を原子力規制委員会に対して行ったこと
乙 46	非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）	写し	H20. 2. 27	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、格納容器熱除去設備に係るろ過装置に関して、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」の一部を改正するとともに、当該改正に対応した新たな審査基準を定めたこと
乙 47	格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応について	写し	H20. 2. 29	原子力安全・保安院	
乙 48	プレスリリース「高浜発電所 3 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」（抜粋）	写し	H22. 12. 21	債務者	高浜発電所 3 号機において、改正された省令に適合するよう、格納容器再循環サンプスクリーンをより表面積の大きいものに取替え済みであること
乙 49	プレスリリース「高浜発電所 4 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」（抜粋）	写し	H22. 5. 7	債務者	高浜発電所 4 号機において、改正された省令に適合するよう、格納容器再循環サンプスクリーンをより表面積の大きいものに取替え済みであること、600 系ニッケル基合金が使用されている原子炉容器出入口管台、原子炉容器炉内計装筒及び管台溶接部について、応力腐食割れ事象を踏まえた検査等を行い、健全性を確認したこと、並びに、応力腐食割れに係る予防保全のため、原子炉容器炉内計装筒の内面及び管台溶接部にウォータージェットピーニング工事を実施済みであること
乙 50	プレスリリース「大飯発電所 3 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」（抜粋）	写し	H24. 6. 29	債務者	大飯発電所 3 号機において、改正された省令に適合するよう、格納容器再循環サンプスクリーンをより表面積の大きいものに取替え済みであること

乙 51	プレスリリース「大飯発電所 4 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H22. 5. 25	債務者	大飯発電所 4 号機において、改正された省令に適合するよう、格納容器再循環サンプスクリーンをより表面積の大きいものに取替え済みであること、及び、応力腐食割れに係る予防保全のため、原子炉容器出口管台溶接部の全周を応力腐食割れに強い 690 系ニッケル基合金で溶接する工事とともに、原子炉容器入口管台溶接部と原子炉容器炉内計装筒の内面及び管台溶接部にウォータージェットピーニング工事を実施済みであること
乙 52	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (抜粋)	写し	H26. 11. 12	原子力規制委員会	「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び同規則の解釈のうち、22 条 (監視試験片) 及び 32 条 (非常用炉心冷却設備) の内容
乙 53	PWR 型原子炉容器の安全性について	写し	H5. 9	原子力発電技術機構	中性子照射脆化の概要、脆性破壊の要因、原子炉容器の健全性が確保されていること等
乙 54	高浜発電所 3 号炉容器の技術評価書 (抜粋)	写し	H26. 1	債務者	高経年化技術評価において原子炉容器の中性子照射脆化の評価を行い、健全性が確保されていること (「高浜発電所 3 号炉 高経年化技術評価書」(30 年目)と同時に提出した技術評価書)
乙 55	高浜発電所 4 号炉容器の技術評価書 (抜粋)	写し	H26. 6	債務者	高経年化技術評価において原子炉容器の中性子照射脆化の評価を行い、健全性が確保されていること (「高浜発電所 4 号炉 高経年化技術評価書」(30 年目)と同時に提出した技術評価書)

乙 56	美浜発電所 1 号炉 容器の技術評価書 (抜粋)	写し	H22. 5	債務者	高経年化技術評価において 原子炉容器の中性子照射脆 化の評価を行い、健全性が確 保されていること (「美浜発電所 1 号炉 高経 年化技術評価書」(40 年目) と同時に提出した技術評価 書)
乙 57	原子炉構造材の監視 試験方法 JEAC4201-2007 (抜粋)	写し	H21. 5. 30	社団法人日本 電気協会	JEAC4201-2004「原子炉構造 材の監視試験方法」(乙 60), JEAC4206-2007「原子力発電 所用機器に対する破壊靱性 の確認試験方法」(乙 59)と あわせて、原子炉容器の破壊 靱性遷移曲線 (K _{IC} 曲線) の 設定手法が規定されている こと、
乙 58	原子炉構造材の監視 試験方法 JEAC4201-2007 [2010 年追補版] (抜粋)	写し	H22. 11. 10	社団法人日本 電気協会	監視試験片の取り出し時期 及び再生方法が規定されて いること、並びに JEAC4201-2007 に規定されて いる脆化予測法は、照射速度 の違いも考慮した手法とな っていること
乙 59	原子力発電所用機器 に対する破壊靱性の 確認試験方法 JEAC4206-2007 (抜粋)	写し	H21. 5. 30	社団法人日本 電気協会	JEAC4201-2004「原子炉構造 材の監視試験方法」(乙 60), JEAC4201-2007「原子炉構造 材の監視試験方法」(乙 57, 乙 58)とあわせて、原子炉容 器の破壊靱性遷移曲線 (K _{IC} 曲線) の設定手法が規定され ていること、及び P T S 評価におけるき裂の 想定
乙 60	原子炉構造材の監視 試験方法 JEAC4201-2004 (抜粋)	写し	H17. 3. 25	社団法人日本 電気協会	JEAC4201-2007「原子炉構造 材の監視試験方法」(乙 57, 乙 58), JEAC4206-2007「原子 力発電所用機器に対する破 壊靱性の確認試験方法」(乙 59)とあわせて、原子炉容器 の破壊靱性遷移曲線 (K _{IC} 曲 線) の設定手法が規定されて いること

乙 61	玄海原子力発電所 1 号機原子炉容器の健全性について	写し	H24. 1. 23	九州電力株式会社	玄海原子力発電所 1 号機について、第 4 回監視試験片データに基づく評価の結果、運転開始後 60 年時点の原子炉容器の健全性に問題のないこと
乙 62	原子炉圧力容器の中性子照射脆化について	写し	H24. 8	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、高経年化技術評価に関する意見聴取会における多数の専門家による審議を経た上で取りまとめた報告書において、現行の加圧熱衝撃の評価方法について、直ちに見直しを行う必要はないとしていること
乙 63	プレスリリース「高浜発電所 3 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H20. 7. 31	債務者	高浜発電所 3 号機の原子炉容器上部ふたは、管台及び溶接材料を 600 系ニッケル基合金から 690 系ニッケル基合金に変更したものに取替え済みであること、及び、原子炉冷却材出入口管台と炉内計装筒の内面及び表面溶接部にウォータージェットピーニング工事を実施済みであること
乙 64	プレスリリース「高浜発電所 4 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H19. 7. 5	債務者	高浜発電所 4 号機の原子炉容器上部ふたは、管台及び溶接材料を 600 系ニッケル基合金から 690 系ニッケル基合金に変更したものに取替え済みであること
乙 65	プレスリリース「大飯発電所 3 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H18. 12. 6	債務者	大飯発電所 3 号機の原子炉容器上部ふたは、管台及び溶接材料を 600 系ニッケル基合金から 690 系ニッケル基合金に変更したものに取替え済みであること
乙 66	プレスリリース「大飯発電所 3 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H22. 1. 20	債務者	大飯発電所 3 号機の原子炉容器出口管台溶接部について、研削部分の埋め戻し溶接を行うとともに、1 次冷却材と接する内面部分を応力腐食割れに強い 690 系ニッケル基合金で覆う工事を実施済みであること

乙 67	プレスリリース「大飯発電所 3 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H20. 10. 31	債務者	大飯発電所 3 号機の原子炉容器出入口管台溶接部と炉内計装筒の内面及び溶接部にウォータージェットピーニング工事を実施済みであること
乙 68	プレスリリース「大飯発電所 4 号機の原子炉起動および調整運転の開始について」(抜粋)	写し	H19. 7. 18	債務者	大飯発電所 4 号機の原子炉容器上部ふたは、管台及び溶接材料を 600 系ニッケル基合金から 690 系ニッケル基合金に変更したものに取替え済みであること
乙 69	平成 24 年度地質関連事象の時間スケールに応じた不確実性の検討	写し	H25. 3	独立行政法人産業技術総合研究所 深部地質環境研究コア	日本列島に周囲からどのような力がかかっているかを示す広域応力場に関して、西南日本全体の断層活動は、東－西方向の圧縮軸をもつ応力場で、約 50 万年前から大きくは変わっていないとされていること
乙 70	中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告(抜粋)	写し	H20. 12	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」	中央防災会議の専門調査会が取りまとめた報告において、活断層が地表で認められない地震規模の上限について、M6.9 を想定するとされていること
乙 71	関西電力(株)大飯発電所 3 号機及び 4 号機の安全性に関する総合的評価(一次評価)に関する審査書	写し	H24. 2. 13	原子力安全・保安院	債務者が大飯発電所 3 号機及び 4 号機について実施したストレステストの結果に関して、原子力安全・保安院が妥当性を確認したこと
乙 72	高浜発電所 3 号機及び 4 号機のアクセスルートについて	写し	H25. 12	債務者	高浜発電所 3 号機及び 4 号機のアクセスルートにおいて、側方流動による段差発生量は最大 1m 程度、液状化及び揺すり込みによる不等沈下量は最大 30cm 程度であり、段差が生じてても容易に解消できることから、可搬式設備の運搬やアクセスルートの利用に関して埋戻し土が支障となることはないこと